

検討事項	指 摘	事 項
	<p>○保健所と市町村の機能・役割分担 ・市町村の役割強化について検討を行う中で、保健所と市町村の役割分担についても検討</p> <p>○学校教育における虐待問題への対応 ・在宅指導における学校との連携体制の構築。 ・例えば、相談への動機がある場合は市町村で、問題意識がなく、強制的な介入が必要な場合は児童相談所が担うなど、児童相談所と市町村との役割分担を整理。</p> <p>○子どもが相談しやすい環境を作るための体制整備</p> <p>○各機関において対応要領を作成するなどの体制整備</p> <p>○通告義務の国民への周知の徹底</p> <p>○教師や医師等、発見しやすい立場にある者の通告義務の周知徹底</p> <p>○通報に係る免責規定、罰則義務 ・通告に関する義務の範囲、免責や罰則規定の整備については検討。</p> <p>○通告に係る警察の協力体制、あるいは通告機関に警察を加える ・児童相談所の現体制では夜間の対応は困難、警察の協力が不可欠。 ・警察は現に事件であれば検挙、要保護児童の児童相談所への通告、連携としての通報は行っている。 ・夜間の連絡は児童相談所より警察にさせられているし、児童相談所から警察に要請することも可能。通告先に警察を加える必要性については疑問、連携の努力を各地で積み重ねていくことが必要。 ・虐待防止法第10条に基づく援助要請で児童相談所と警察の連携関係の強化は現行法上も可能。</p> <p>○発見者の援助責任を規定 ・ネットワーカーをつくり、支援の連携体制が必要という認識で、通告する立場にある職種の人たちは支援に関しても努力義務があることを法律上明記する必要がある。 ・複数の機関による継続的な家族支援を行うことになり、援助に関する規定の整備に当たっては虐待防止の観点のみならず、守秘義務、個人情報保護との関係などにも留意しながら検討。</p> <p>○相談業務における情報技術の活用 ・児童相談所における児童虐待対応業務のIT化のモデル実施状況を踏まえ、さらなる活用策を検討。</p> <p>○子どもと家族のアセスメントの確立（支援内容の明確化と効果測定） ・アセスメントの期間が現在も曖昧、ある程度が目安が必要でないか。 ・アセスメントや処遇は事例によってかなりの幅があるので、一律に一定の範囲を課すことは困難。 ・子ども、親、家族への効果的な支援プランを作成し、実施するために必要な心理的、社会的アセスメント手法の確立に向けた研究及び実践を推進</p>	
(2) 通告		
(3) 的確なリスクアセスメント手法、ケアマネジメント手法		
(4) 自治体とNPO、民間団体等の連携	<p>○NPO等民間機関・個人との連携 ・民間の力が発揮できるような援助が必要。 ・民間団体の果たす役割や自治体との連携、民間団体の育成や支援のあり方について検討。</p> <p>○民間機関の育成 ・ネットワーキング形成における民間機関の役割が弱い。</p>	

検討事項	指 摘	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
3. 児童相談所の行政権限、裁判所の関与	<p>○司法や警察の積極的関与、関係機関の相互連携</p> <p>○行政権限の範囲の明確化</p> <p>○現行の司法制度の活用、司法関与の是非</p> <p>○性的虐待を受けた子どもについての司法手続上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的虐待の問題を扱う審判その他の手続きについては、子どもの心理的影響が大ききことから慎重な配慮を要する。 	<p>○平成14年度日本子ども家庭総合研究所個別研究「児童虐待事例における法的対応の実態等に関する調査研究」(才村純)の結果を参考</p>
(1) 安全確認	○通告から安全確認までの期間の明確化	
(2) 立入調査	<p>○立入権限の強化(事前、事後の司法審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入調査に関し、鍵を壊してでも確認する緊急性が認められる場合は、警察官職務執行法で対応が可能。同法による対応が想定されない場合に果たして裁判所が命令を出せるかについてはプライバシー保護との関係で疑問。 立ち入り調査を拒否された場合で、長期のひきこもりなど警察官職務執行法での対応が困難なケースや虐待の高度な蓋然性あるケースについて、有効な対策を検討することが必要。 	
(3) 一時保護(虐待相談)	<p>○一時保護の期限設定や裁判所による事後の審査等の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関の判断のみで行う親や子どもへの同意のない職権一時保護は、子どもも権利条約9条1項に照らせば、人権の観点から審査する仕組みが必要。 行政機関が強制的な親子分離を行うことで、児童相談所と親のトラブルが避けられず、親からの加害妨害が増。 一時保護した事例がすべて施設入所に至るわけではなく、28条とは異なる対応が必要。 親が異議を唱える制度は行政機関への異議申立のみ。親の福祉的ケアのためにも運営適正化委員会など既存制度の活用を含め、親の異議申立手段の整備が必要。 一時保護処分について、司法が審査することになれば、一時保護の緊急性が損なわれる可能性。 現行制度は緊急性がある場合の行政権限を尊重した制度で、機能している。 司法が審査すると審査に時間がかかる場合もあり、緊急性を害する。 一時保護の事後審査の問題については、28条の本案についての保全処分が制度化されれば、かなりの程度カバーされる。 28条事案の一時保護は現行制度枠内で裁判所が事後審査している。また紛争性の高い事案や親側の問題が大きい事案は一時保護後直ちに返すのは難しく、継続した施設入所の方向、即ち、28条事案に限りなく近づく。現行制度での審査で行える。 基本的な問題としては、子どもの権利条約第9条との関連、一時保護の迅速性と中立的判断の兼ね合いがある。 	<p>○「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」(2002 才村純)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所職員への親からの加害妨害の過半数は一時保護に絡むもの。 親からの行政不服申立の7割以上が一時保護に関するもの。

検討事項

(4) 親の意に反する施設入所措置 (児童福祉法第28条措置)

指

大

摘

事

項

○ 申立権者の拡大
 ○ 審判前の保全処分の法定化
 ・ 児童福祉法第28条措置にかかるとする審判前の保全処分については、28条措置の状況を仮に承認するよう内容とするのか、多様な内容とするのか、慎重な検討が必要。
 ・ 児童相談所としては、審判前の保全処分に関する資料を裁判所に速やかに提出する必要がある。
 ・ 一時保護を行っているケースにおいても、親による強制引き取りなどの行動によって保護の安定性が確保できない実態がある。
 ・ 保全処分を法律で規定することで、保護者指導の実効性を持たせることが必要。

○ 28条申立事件の審理期間
 ・ 保護者が養育の改善を提案しているときに、その実効性が本当にあるのかどうか、保護者の改善の有無を見届けてから審判するという運用はできないか。
 ・ 判断が微妙な事案については時間をかける場合もあるが、保護者の改善状況を見極めるために審理期間を長くし、承認審判を出さないという仕組みには消極。

○ 施設入所措置解除の際にも裁判所の判断が必要
 ・ 施設入所措置解除 (退所、家庭復帰) に関して、一定のシステムをつくることは、保護者に対するケア、子どもに対するケアの充実につながる。
 ・ 保護者に返す時も裁判所の判断があれば、一定の条件を課し、目標を提示すること、入所後の保護者指導がやりやすくなる。
 ・ 入所段階で親権と子どもの福祉を比較考慮して承認している以上、一定期間後に再度、親子分離の必要性を判断することが必要である。また、再度審査があることが、親の改善への動機付けとなり得る。
 ・ 児童福祉法第28条の家庭裁判所の承認に基づく施設入所措置については、期限付きのものとともに、親の努力目標が示されることが効果的。
 ・ 児童相談所としては、再審査時の保全処分に関する資料を裁判所に速やかに提出する必要があるとともに、保護者に対するプログラムを充実させる必要がある。
 ・ 入所措置の期限をどの程度とするか、再審査の要件をどのようにするかについては、実例の分析等を踏まえて検討する必要がある。

○ 不服申立制度の整備
 ・ 28条承認で入所したもについて行政訴訟で争うのではなく、児童福祉法、特別家事審判規則で争う立法は可能では。
 ・ 28条承認事件を甲類から乙類に変更することで、保護者の主張を受け止めることも可能になるという考えがある一方、乙類調停は夫婦など対等な当事者間の調整を予定しているもので、児童相談所と親との関係にはなじまないという考えもある。
 ・ 行政法に基づき申立はどれくらいあるのか。また、措置を行うのは児童相談所であって、裁判所ではない。裁判所は28条に基づいて承認をするのみ。

○ 「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」(2002 才村純)
 ・ 施設入所措置に関する行政不服申立は約2割。

検 討 事 項	摘 要	事 項
(5) 保護者への指導	<p>○親に対するカウンセリングの受講命令に際しての司法関与 ・保護者指導については、児童相談所において、知事勸告という現行制度を視野に入れた運用がなされているか、現行制度を十分使い切っているかどうかなど効果を見極めることが必要。 ・裁判所が審判の理由の中で親に対してカウンセリングの受講を求めるところで、改善につながる場合が多いという実例は消極的ではあっても、同意するよう位置の承認を認められた場合、保護者の態度は消極的ではあっても、同意するようになるという調査もある。このように、保護者指導にかかると司法的関与は有効。だからといって全ての困難ケースに第28条を適用することは不可能。 ・保護者指導にかかると司法的関与を検討するに当たっては、行政の勸告権限に對して司法が関与する類似の立法例が見あたらないことから、司法審査にふさわしい仕組みはどのようなものかを検討する必要がある。 ・27条3号措置と並行して、2号の児童福祉司指導がとれることを入念的に明らかにすることは意味がある。</p>	<p>○保護者に対する代理人制度の構築 ・児童相談所は行政権限による摩擦を生じながら、保護者への支援機能も併せ持っている。裁判所がこの問題に積極的に関与するのが難しいなら、代理人制度が具体的な方策として考えられぬか。トラブル、混乱を緩和し、話し合いができる。 ・親子を分離することは、双方に権利侵害性があるので、基本は親が持っている権利をどう保障するのか、例外的にどう制限するのかという話であり、当事者参加を前提にし、不可能な場合にどうするかという組み立てが必要。 ○保護者との対立関係、職員に対する加害行為への対応 ・保護者の意向と行政機関の意向が対立する場合、保護者からアクセスできる仲裁的制度検討。(児童福祉審議会の意見聴取など) ・保護者が直接、行政機関と対峙するのでなく、緩衝的機能と支援的機能を期待できる手法の検討。</p>
(6) 親権喪失	<p>○柔軟な親権制度の規定の必要性 ・将来的には親権のあり方についての見直しの検討が必要。 ○親権の一部一時停止（親権の制限） 【親権の範囲に関して】 ・施設入所中の子どももの監護、教育、懲戒について、施設長がとる措置の範囲が不明確。28条入所の場合、面会、通信の制限は規定されたが、それ以外、特に、医療行為については不明確。親権者の親権と施設長の親権代行権のどちらが優先するかなど、整理が必要。 ・児童福祉法第28条措置の承認前の保全処分や期限付き承認を行うことで、実質的には、親権の一部一時停止につながる。 【一時停止に関して】 ・現在の親権喪失と回復の制度はオールオアナッシングで、親性の回復の仕組みには活用法でできない。親権の一部一時停止制度を設け、その間に何らかの努力義務を盛り込み、成果をみるシステムが必要。 ・承認の期間を設けることには大きな意味がある。一時停止は、期間を設けた処遇プログラムを立てる効果が期待できる。 ・親権の一部停止が子どももの監護を巡る問題であるなら、それは親権の中心なので親権自体の停止にならない。家庭裁判所が行うのは親子分離について の児童相談所からの承認をオケケするかどうかだけ。親権喪失宣告事件は虐待親の親権を剥奪する手続きであり、監護権を一部切り出されて残る親権とは何かかわからない、全部一時停止ではないか。全部一時停止の場合、親権喪失宣告事件には審判前の保全処分制度があり、親権喪失について最終的な審判を出す前に親権を停止し、かつ代行者を選任するという手続きができるので、対応できる。</p>	<p>○保護者への支援機能も併せ持っている。裁判所がこの問題に積極的に関与するのが難しいなら、代理人制度が具体的な方策として考えられぬか。トラブル、混乱を緩和し、話し合いができる。 ・親子を分離することは、双方に権利侵害性があるので、基本は親が持っている権利をどう保障するのか、例外的にどう制限するのかという話であり、当事者参加を前提にし、不可能な場合にどうするかという組み立てが必要。 ○保護者との対立関係、職員に対する加害行為への対応 ・保護者の意向と行政機関の意向が対立する場合、保護者からアクセスできる仲裁的制度検討。(児童福祉審議会の意見聴取など) ・保護者が直接、行政機関と対峙するのでなく、緩衝的機能と支援的機能を期待できる手法の検討。</p>

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
	<p>○ 公的機関による親権代行制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親権喪失の際の後見人の候補がたてにくい現状がある。トラブルに巻き込まれるおそれもあり、なり手が少ない。私的後見でない制度が必要。 ・ 現行制度では機関代表者として身分を喪失した後、機関の機能を活用することはできず、責任ある職務遂行はできない。また、戸籍への記載は問題がある。 <p>○ 親からの解除申立システム</p> <p>○ 子どもからの親権喪失申立権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18才を超えた子どもについて、親族からの申立は可能であるが、親族が拒否する場合も多い。当事者である子どもを申立権者に加える必要がある。 ・ 児童相談所長による親権喪失の申立は18歳未満の子どもの親についてしか認められていない。また、18歳以上の未成年者の親の親権喪失について、親族からの申立は可能であるが、親族が拒否する場合も多い。したがって、児童相談所長による申立権を認めることが必要。 ・ 児童相談所長による申立を認める場合には、子ども本人の意思が尊重、配慮される仕組みとすることが必要。 		
(7) 面会、通信の制限			
(8) 医療行為に関する保護者の同意	<p>○ 保護者が同意しない場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法に基づく医療保護入院は保護者選任事件として家庭裁判所で保護者を選任し、その人の同意で入院している。医療ネグレクトへの対応は一般に意思能力を欠く者に対する医的侵襲への対応であり、この議論に収まる問題かどうか。 ・ 子どもも医療保護入院は親権者の同意が必要なため、保護者の順位変更を申し立てたり切り抜けていることが多い。親権の一部を公的なところへ移すことができなにか。 ・ 施設入所中の子どもも監護、教育、懲戒について、施設長がとる措置の範囲が不明確。28条入所の場合、面会、通信の制限は規定されたが、それ以外、特に、医療行為については不明確。 		

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
4. その他	<p>○ 児童虐待防止法に子どもの人権尊重の理念を盛り込む必要</p> <p>○ 児童虐待防止法に予防や援助、ケアについても規定すべき</p> <p>○ 関係機関を幅広く法律上に明記することが必要</p> <p>○ 児童虐待を親の権利、子どもの権利という視点で捉えることが必要</p> <p>○ 国による家庭への過剰な介入とならなければ、配慮が必要</p> <p>○ 行政機関、家庭裁判所等の各機関の特質や役割について相互理解</p> <p>○ 現在の制度による対応の可否について、多角的実証的な議論が必要</p> <p>○ 法律の定期的な見直し</p>		
検討事項 全般にわたる指摘事項	<p>○ 市町村の役割、機能強化についての検討(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所と市町村の役割を明確に使い分けが必要。 ・ 児童相談所が担っている機能の多くは市町村に委譲できる。相談の動機がある場合は市町村で対応すべき。 ・ 市町村の具体的な役割を法律で明確化 ・ 市町村の保健機能と福祉機能の連携強化 <p>○ 児童虐待に関する継続的な検討の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の対応と司法制度の関連について、継続的な検討が必要。 		

児童虐待防止対策（保護・支援等）における論点事項に係る意見及び具体的施策等について

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
1. 児童相談所の行政権限と裁判所の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○親に対するカウンセリングの受講命令等に際しての司法関与【司法の関与の必要性】 ○現行制度の適用 ○保護者に対する代理人制度の構築 ○柔軟な親権制度の規定の必要性 ○親権の一部一時停止（親権の制限） 		

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
2. 児童福祉施設、里親等の機能、システム	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の役割の明確化 ○施設サービステキの見える化 ・できる限り個々人の状況に応じた支援を行っていくこと。そのためには小規模化を基本としながら、施設体系のあり方を考えていくことが必要。 ・子どもへのニーズに応じて対応できる階層的な支援体制が必要。 ・子どもへのニーズによって、生活と治療のあり方を選択できるように、複数の種類の施設や里親を含めた養護体系が必要。 ・ケアの連続性の観点から、乳児院と児童養護施設の関係について検討が必要。 ・虐待を受けた子どもは、安全な「生活」はもとより、治療的な支援が必要であり、虐待を受けた子どもの社会的養護を考えた時に、生活と治療という両面からの検討が必要。子どもに対する生活と治療と親に対する生活と治療を基本に置くこと。即ち、子どものみならず親も視野に入れた家族に対する支援という考え方が重要。 ・子どもに最適な社会的養護を提供するために、子どものニーズを図る的確なアセスメントが必要。 ・児童養護施設の子どもの多くは、安全・安心な家庭生活を経験していない。（精神的な）治療を要しないというのはいまの「生活」の確保は必須。 ・虐待を受けた子どもが治療に心を向けられる時に、生活と治療という両面からの検討が必要。子どもに対する生活と治療と親、家族に対する生活と治療との構造化を基本に置き、生活・治療の2つの機能面からの再編成の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情緒障害児短期治療施設における被虐待児の治療 <ul style="list-style-type: none"> ・高い改善率 ・養育傾向にある児童に対する高い改善率 ・大人に対する無関心、強い不信感など被虐待児に特有の対人関係の傾向に対する高い治療効果 ・否定的な自己イメージを持つものの約50～70%が改善 ・特定の大人との関係性に対する高い改善率 ・低い改善率 ・対人暴力や器物破壊など衝動的・攻撃的な行動化の傾向は男女とも改善率が30%に達しない。 ・男児一貫他「児童虐待に対する情短施設の有効利用に関する調査研究」2001年 ○乳児院・児童養護施設間の措置変更について <ul style="list-style-type: none"> 2. 3歳での乳児院から児童養護施設への措置変更は、同一敷地内に両施設を併有しない限り、現行の施設機能や人員配置では対応が困難という研究結果が出ている。 松原康雄「要保護児童の自立支援に関する研究」平成12年度厚生科学研究2001年 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものケア内容に応じた措置費体系 ○児童福祉施設等の機能及び体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内虐待を防止する体制や施設内での子どもの行動上の問題に対応する体制が必要 ○児童福祉施設最低基準の改善 ○地域支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村などと連携をし施設のノウハウを活用して在宅支援するためには、児童家庭支援センターの整備促進やファミリーソーシャルワーカーの配置など体制整備が必要。 ・在宅支援、子育て支援といった地域との関わりなくして、施設だけで運営するといった視点は機能しない。児童家庭支援センターを核にしながらの地域支援の在り方などについて検討が必要。 ○施設の満杯状況への早急な対応 		

検 計 事 項	指 摘	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
<p>2. 児童福祉施設、里親等の機能、システム</p>	<p>○施設の小規模化及び個別的対応の強化</p> <p>○施設の小規模化及び個別対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の問題をもった入所児童の増加 ・大規模施設より小規模施設の方が精神的影響を軽減する効果あり ・虐待の影響は行動から人格形成まで広範にわたる。単にカウンセリングや精神医療を週に1時間提供するのではうまくいかない。そういう治療的養育はpeutic parentingや治療的里親という要素が必要。 ・大規模施設では無理。グループホームとか里親が適当。 ・児童養護施設には、虐待を受けた子どもも、また他の要因を持った子どももいる。崩壊家庭の子どもたちには安心、安全な住まいを提供することが必要。 ・小規模化は、より専門的な施設も用意できるし、生活支援のみの施設、親子交流が日常的にできるような施設にすることもできるメリットがある。 <p>○18・19歳の者に対する自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭復帰できない子どもの自立ということを考えなければいけない。そのような子どもが自立して生きていくためのプログラム及びその支援体制について、いわゆる自立援助ホームの在り方ないし、その整備ということや年齢延長といった点なども視野に入れ検討していくことが必要。 ・子どもたちの自立年齢は上昇している。それを考え、社会生活の中で個別に対応する仕組みが大切。NPOなどの活用も検討が必要。 ・本人と社会資源を結ぶための手立てを整備することが必要。 <p>○情緒障害児短期治療施設等の治療機関の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○治療機関と養育機関の役割分担のあり方検討 ○施設と里親との連携 ・里親、施設、児童相談所が一体となった柔軟な取り組みが必要。 ・レスパイトケアやケアワークを含め、施設が里親を支援する体制が必要。 施設ばかりではなく、市町村の支援も必要である。 いろいろな観点から児童福祉施設の再編成を行うことが必要になってくる。 <p>○里親制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養子縁組を前提とする里親が多いという実情の中で、これを養育里親に変えていく必要がある。 ・欧米に比して社会的養護における里親の占める割合が少ない。里親が普及しない根本的な原因を究明し、その対策を講ずる必要がある。 ・里親の拡大に向けた啓発を十分行うと共に、補償についても検討が必要である。 <p>○施設の退所等に際しての客観的なガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の再統合プログラムや再統合に向けたアセスメントが必要であり、それらを実施する機関が必要である。 ○第三者機関によるサエックスシステム ・苦情処理に関するシステムが整備されているが、施設等の客観的な評価を進めるための方法として第3者の評価が必要になる。そのためには、評価を実施する評価者の養成が必要である。 ・再統合のための親の評価・子どもの評価・地域の社会資源の評価などを的確に行う第三者機関が必要 ・施設で暮らす子どもたちの権利を擁護する仕組みを実効性のあるものとする。 ・児童福祉法第28条に基づき措置にあつては、その期間を定めることも有用である。 	<p>○行動上の問題と被虐待経験との関係について</p> <p>非行と行った行動上の問題については、様々な要因が重なり合っていて発生すると考えられているが、その発生要因の1つとしてあげられているのが被虐待経験である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設における被虐待経験について ・児童自立支援施設「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」2000年 ・少年院における被虐待経験 ・少年院に入院中の男子2034名、女子219名中、被虐待経験は男子49.6%、女子57.1% ・法務総合研究所「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」2001年 <p>○「大舎制よりも中舎制・小舎制のほうが子どもへの施設に対する適応が比較的よい」という結果報告。</p> <p>杉山登志郎「発達の視点からみた子ども虐待の後年への影響とその治療」2002年</p> <p>○「児童養護施設における生活単位の小規模化、地域化に関する調査研究」(研究代表者：高橋利一 平成11年度児童環境づくり等総合調査研究事業)</p>

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
<p>3. 児童福祉施設職員、里親等の資質向上、資格要件、人材確保、メンタルヘルス</p>	<p>○ケア担当職員の質的・量的な確保 ・担当職員の研修体制を強化する必要がある ・子どもに強いケアスタッフや子どもに対応できるケアワーカーを育成する ・仕組みの検討が必要 ・スーパバイザーを養成し、配置することが質的向上につながる ・児童福祉施設にケア担当職員の増員が必要</p> <p>○施設職員の労働条件の改善 ・一般の教師に比べて養護学校や特殊学級の先生は尊重されており、虐待をうけた子どもにも対応できるケアワーカーも、ケアの専門性を認め、積極的活用が必要 ・フレックスタイムの導入など柔軟な勤務態勢をしくことも有用である ・職員の人メンタルヘルスのために相談体制の確保</p> <p>○児童養護施設の情報障害児短期治療施設並の体制 ○虐待を受けた子どもが二次的被害を受けないような教育、研修 ・虐待を受けた子どもへの養育に関心のあるという里親がいても不思議ではない。ただ、どうしていいかわからないので、そういう里親にトレーニングし、また、里親がいつでも相談に行ける形が必要。里親だけではなく小規模施設に對しても研修や支援体制が同じようには必要。 ・問題のある子どもへのケアについては、トレーニングされている者はほとんどいない。研修プログラムを開発して、それをモデルにして社会福祉部門でケアワーカーを養成することが必要。</p>	<p>○施設内の職員に対するスーパービジョン及び研修体制について ・施設内のスーパービジョン体制の有無 あり：45.6% ない：51.8% ・スーパービジョンの頻度 月1回：17.6% 月2回：12.5% 必要なときに随時：56.9% ・施設内研修会 0回：26.0% 1回：18.0% 2回：13.6% 3回：7.9% ・施設外研修会 0回：10.0% 1回：28.4% 2回：24.9% 3回：16.0%</p> <p>→スーパービジョン体制の確立が重要 高橋重宏 他「児童養護施設職員の職場環境に関する研究」 2002年</p> <p>○「東京都における民間児童養護施設職員のストレスに関する調査」(東京都社会福祉協議会児童部会・日本社会事業大学高橋研究室 1998年)</p>	<p>委員から提出のあった論文等と具体的施策の例</p> <p>○訪問型支援の有効性について(養生予防からの再掲) ・虐待リスクのある家庭へ妊娠中から2歳まで定期的に家庭訪問を行ったケースは虐待発生率が4%と、行わなかったケースは虐待発生率が19%に対し、有意に低かった。 “Preventing Child Abuse and Neglect: A Randomized Trial of Nurse Home Visitation” David L. Olds PEDIATRICS Vol. 78 No. 1 July 1986</p>

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
<p>4. 在宅支援の強化</p>	<p>○在宅支援体制の整備 ・虐待をした治療意欲の乏しい保護者は、多くの場合、人間に対する根強い不信感や指導の態度に対する嫌悪感などを抱えており、対人接触を図ろうとしない特徴が見られる。このため、通所型の支援では限界があり、支援意欲もった専門家による継続的な訪問型の支援が重要。</p> <p>○NPO、民間団体の活用等による地域の家庭支援の強化 ・NPOが親グループ活動などに対して市町村と連携して運営して効果をあげている例もあり、積極的に活用する</p> <p>○児童福祉施設による地域支援 ・入所児童のケアでさえ十分にできていない現状であり、この体制では困難。 ・市町村などと連携をし施設のノウハウを活用して在宅支援するためには、児童家庭支援センターの整備促進やファミリー・ソーン・ソーシャルワーカーの配置など体制整備が必要。</p> <p>○保育所、幼稚園、小学校等における虐待を受けた子どもへの適切な対応策の検討 ・学校における施設入所児童の行動上の問題化は検討課題であるが、在宅支援のための保育所や学校の機能強化も外すことのできない課題である。</p> <p>○義務教育の中で児童虐待について学習する機会の確保 ・学校の教員を対象にした研修の充実が図られているようだが、子どもの指導にかかわるプログラム作成も必要。</p>	<p>委員から提出のあった論文等と具体的施策の例</p> <p>○訪問型支援の有効性について(養生予防からの再掲) ・虐待リスクのある家庭へ妊娠中から2歳まで定期的に家庭訪問を行ったケースは虐待発生率が4%と、行わなかったケースは虐待発生率が19%に対し、有意に低かった。 “Preventing Child Abuse and Neglect: A Randomized Trial of Nurse Home Visitation” David L. Olds PEDIATRICS Vol. 78 No. 1 July 1986</p>	<p>委員から提出のあった論文等と具体的施策の例</p> <p>○訪問型支援の有効性について(養生予防からの再掲) ・虐待リスクのある家庭へ妊娠中から2歳まで定期的に家庭訪問を行ったケースは虐待発生率が4%と、行わなかったケースは虐待発生率が19%に対し、有意に低かった。 “Preventing Child Abuse and Neglect: A Randomized Trial of Nurse Home Visitation” David L. Olds PEDIATRICS Vol. 78 No. 1 July 1986</p>

委員から提出のあった論文等と具体的施策の例

検討事項

指 摘

事 項

4. 在宅支援の強化

- 市町村の役割強化
 - ・ 基本的には児童相談所が担うべきであるが、今の児童相談所の現状や体制では困難であり、児童相談所の体制整備が必要。それが難しいのであれば、児童相談所などのアセスメントに基づき、児童相談所がやるグループ、児童相談所との関与のグループ、市町村に委託するグループに分けて、在宅支援することにも必要。だが、在宅支援システムについては、市町村によって有している資源にも違いがあるので検討が必要。
 - ・ 市町村において責任をもつてケース支援の進行管理をする機能をもつことが必要。
 - ・ 市町村の役割を強化するのであれば、人材養成及びそのための研修システムが必要。
- 保健所と市町村との連携
 - 再発防止に向けた地域の見守り体制の整備
 - ・ 家族を地域で補強する機能が必要であるが、押しつけではなく、サポートを受けたい家族が自ら選択できる方法が必要。
 - ・ 連続性が求められるので、マネジメントするものを地域で育てる。
- 市町村における虐待防止ネットワーク構築の一層の推進
 - ・ いろいろな機関が参加することが望ましいが、それらきちんとコーディネートする者が必要になる
- 地域のネットワークの推進

5. 子どもに対する治療・援助法の確立（福祉・医療・保健機関等）

- こころの治療の充実
 - ・ どの程度心理的なケアを必要とする子どもがどれくらいいるのか、そういう子どもに対して何人の職員が必要なのかといった基礎データ、子どものアセスメント、アセスメントをするための機関の問題について検討する必要性。
 - ・ 最初の段階で家族のアセスメントがなされていないから、その後どう改善したか評価できない。今までの研究をベースにしたガイドラインをつくっていくべき。
 - ・ アセスメントは、子ども、家族、地域資源など、多角的重層的に行われることが重要であり、それに基づき、総合的な支援計画を立て、一定期間後に直すことが必要。
 - ・ アセスメントについては児童相談所と一時保護所がやっているが、さまざま問題を抱えている子どもが入っている今一時保護所ではアセスメントやそのための行動観察は不十分であり、アセスメント機関としての施設利用やアセスメントセンター創設などを含めて、そのあり方について検討していく必要がある。
- 性的虐待を受けた子どもの心身のケアを特に充実
 - ・ 一般的に身体的虐待を受けた子どもへのケアについてのノウハウは確立されているが、性的虐待を受けた子どもに対するノウハウはまだ未確立。
 - ・ 性的虐待を受けた子どもへのケアについては、保護した直後の関わり方から重要であり、物理的にも個室対応などがとれる設備も必要。

指 摘

事 項

委員から提出のあった論文等と具体的施策の例

- 被虐待児に対するアセスメント手法の開発
 - 以下のような研究がある。
 - ・ 6箇所の養護施設に入所中の子ども179人を対象に、CDC(子ども解離性症状子エックリス)とTSCC(子どもトラウマ症状子エックリス)を用いて、虐待体験がもたらす心理的影響を把握する目的で行った研究。
 - 西澤哲、児童養護施設に入所中の子どもたちの心的外傷反応のタイプに関する研究、社会事業研究所年報、No.36, 2000年。
 - ・ 虐待体験とTSCCによるトラウマ反応の測定、虐待施設に入所中の子ども115名を対象に、虐待体験の有無とTSCCで評価されるトラウマ症状の関係を検討。
- 西澤哲 他「養護施設に入所中の子どもたちのトラウマ反応に関する研究」1999年

- 入院した被虐待児35例の精神医学的問題についての臨床研究。
 - アイ 自傷・他害:18例(家庭内暴力)
 - 反社会的行動:16例(家出・放浪・深夜徘徊・盗癖・万引き・放火・火遊び等)
 - ウ 登校および学習上の問題:13例
 - エ 食行動異常:10例(過食・多飲・盗食・異食)
 - 電 岡智美 「被虐待児の精神医学」臨床精神医学 第26巻 第1号1997年

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
5. 子どもに対する治療・援助法の確立（福祉・医療・保健機関等）	○ 司法手続き上の配慮 ○ 施設ケア業務に情報技術の活用 ・ 情報を集積した情報センター ・ 施設内での記録を画一化するなどの手立てで、情報を共有化することが必要。 ・ その際のセキュリティに十分な配慮が必要。	○ 子どもへの治療のあり方については、多くの文献研究や臨床研究から以下のような共通点があげられている。 1. 被虐待児の精神的症状は行動の問題が多く、愛着の問題、自己調節の問題、自己の連続性の問題（解離）など、人格の問題につながる。と考えられる自己の障害が大きい。 2. 被虐待児は注意欠陥多動性障害、行為障害などにつながる危険がある。 3. 海外の文献から、境界型人格障害、解離性障害、物質依存、うつ、行為障害、食行動異常などは被虐待体験を持っている人が多いと報告されている。 4. 性的虐待例は心理的症狀も多いが、それに加え、性的行動の問題も多く、特別なケアが必要と考えられる。 5. 治療に関しては、医学的治療・心理的治療は有効であると考えられる。 6. 治療は、十分なアセスメントに基づき、総合的支援計画の一環として行われる必要がある。 7. 虐待と軽度発達障害の関係について検討していく必要がある。	○ 精神保健外来を受診した被虐待児56例の分析 ・ 在宅ケースでは30%が治療を中断していた ・ 継続治療ができたケースでは 在宅では60%が、施設入所児では40%が改善（やや改善を入れると75%、67%） ・ 在宅例で初診時虐待があったケースでは50%が虐待は消失 奥山 真紀子「被虐待児の精神的問題に関する研究」 平成10年度厚生省厚生科学研究 1998年 ○ 家族外性的虐待を受けた低年齢児の治療 ・ 家族外性的虐待を受けた子どもは打ち明けてから症状が著明となる。 ・ 家族の対応がよければ、3-4ヶ月で症状は軽減 ・ 家族機能が良い時には親ガイダンスが最も重要 奥山 真紀子「家族外性的虐待を受けた低年齢児の症状とその経過」

検討事項	指 摘	事 項	委員から提出のあった論文等と具体的施策の例
6. 保護者に対する治療・援助法の確立（福祉・医療・保健機関等）	○ 虐待する親に対する治療・指導プログラムの早期確立 ○ 子どもと親のライフサイクルに応じた治療・生活モデルの構築 ○ 子ども・親への支援に当たっては、ケアワーク（生活支援など）と治療とソシヤルワーク（相談援助、社会関係調整など）の3つがそれぞれ重要であり、それを一体化させたシステムなどについて構築していかねばならない。 ○ 家族再統合のためのプログラム開発 ・ 子どもがどの状態であるから手紙が大丈夫というように、再統合のプログラムとして親子の再接触の機会をもつことも有用。ただし、分離中の子どもにとってはほんの少しの接触でも親の影響は大きいので、親のケアは、最初から並行して実施することが重要。 ・ 関係機関職員に対する養成・研修が必要。 ・ 訪問型在宅支援の強化が必要。 ・ 親の治療状況が再統合に明確に反映されるなどの治療目的の明確化が必要	○ 精神分析的、対象関係論的観点からの、世代間伝達現象の考察。 ・ 虐待の世代間伝達に関する文献レビューから、 ア 虐待を受けて育った親がわが子を虐待する「発生率」は30±5%で、一般人口の「発生率」5%のおよそ6倍(Parker & Colimer, 1975) イ 虐待を受けて成長した子ども3分の1は、拒否的あるいは虐待的な子育てをする親になる(Oliver, 1993) 鶴飼奈津子「児童虐待の世代間伝達に関する一考察」, 臨床心理学研究 vol.18 No.4 2000年	